



Title	二〇〇七年 NTP 準備委員会 : 全体的議論と核軍縮
Author(s)	黒沢, 満
Citation	阪大法学. 2007, 57(4), p. 1-48
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54776
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

二〇〇七年NPT準備委員会

——全体的議論と核軍縮——

黒
澤
満

まえがき

- 一 準備委員会以前の状況
 - 1 二〇〇五年再検討会議
 - 2 議長による議題案
 - 3 準備委員会前の国際状況
- 二 準備委員会の進行と一般討論
 - 1 準備委員会の進行と手続き問題
 - 2 一般討論における全体的議論
 - (1) 核不拡散条約の重要性と三本柱の強調
 - (2) 核軍縮
 - (3) 核不拡散

(4) 原子力平和利用

(5) 全体的議論の評価

三 核軍縮問題の検討

1 核軍縮全般

2 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

3 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)

4 戦略核兵器の削減

5 非戦略核兵器の削減

6 核兵器の役割の低下

7 核分裂性物質の検証と処分

8 核軍縮措置の透明性

9 消極的安全保証

10 非核兵器地帯

四 準備委員会の評価と今後の課題

1 準備委員会の評価

2 今後の課題

ま え が き

二〇一〇年の核不拡散条約 (NPT) 再検討会議の準備委員会第一期が二〇〇七年四月三〇日から五月一日までオーストリアのウィーンで開催された。二〇〇五年の再検討会議が関係国の鋭い対立のため最終文書を採用することができず、失敗であったと一般に考えられ、核不拡散体制の危機が叫ばれたこともあり、今回の会合は新た

な再検討プロセスの出発点として、過去の失敗をどのように乗り越えるかという重要な課題をかかえたものであった。

この会合は、イランの反対により、二度にわたって決裂・失敗の可能性を迎えたが、多くの参加国のNPTに対する大きな支持があったこと、また議長がリーダーシップを発揮したことなどにより、会議は実質的な審議を行い、作業文書としてではあるが、議長の文書を採択したのであり、一般に成功であったと考えられている。

本稿では、この準備委員会の全体的な流れおよび内容を検討するとともに、特に核軍縮に関する議論を詳細に分析し考察する。そのため、第一にこの会合に至る国際状況を検討し、第二にこの会合の進行および討議の全体的な分析を行い、第三に核軍縮に関する諸問題を各国の主張を中心に整理し分析し、最後に今後の展望を行う。

一 準備委員会以前の状況

1 二〇〇五年再検討会議¹⁾

NPT再検討プロセスにおける最大の危機は、締約国の間で鋭い意見の対立が生じた二〇〇四年／二〇〇五年の時期であった。この時期に、米国は核不拡散の違反問題を最重要課題とすることを主張し、核軍縮については問題がないので議論する必要がないと主張した。さらに一九九五年の再検討・延長会議および二〇〇〇年再検討会議で採択された文書はもはや有効でないと主張した。

一九九五年には、NPT無期限延長決定と同時に、「核不拡散と核軍縮の原則と目標」、「NPT再検討プロセスの強化」および「中東に関する決議」という文書が投票なしで採択されており、二〇〇〇年再検討会議でコンセンサスで採択された最終文書は、「核兵器国による核兵器全廃の明確な約束」など核軍縮に関する一三項目を含んで

いた。

他方、エジプトを中心とする非同盟諸国は、一九九五年および二〇〇〇年に採択された文書は当然有効であり、それらに含まれる約束も当然再検討会議で議論すべきものであると主張した。

この対立は議題の内容に関する対立として現われ、議題が採択されたのは第二週の水曜日であり、その後さらに議題の割り振りと補助機関の設置で意見が対立し、この問題が最終的に解決されたのは第三週の水曜日であった。その結果、四週間の会議の中で実質審議が行われたのは四日間のみであり、時間がきわめて限られていた上に、実質的内容についても鋭い対立が存在したため、二〇〇五年再検討会議は手続き事項以外には何も合意することができなかった。

特に、この時期には米国対エジプトという対立の図式であったが、エジプトと同様の立場でイランがしばしば発言しており、また多くの非同盟諸国もエジプトを支持しているようであった。

2 議長による議題案

西側グループで議長候補に選出された天野之弥ウィーン国際機関代表部大使は、委員会の半年も前からさまざまな非公式協議を実施し、またさまざまな関連するセミナーに出席して、各国の意見を聴取しつつ、議題案の作成に取り掛かった。前回の再検討会議が議題の採択に会議の大部分の時間を費やしたことから、すべての国家が受け入れられる可能性のある議題を示すことが、スムーズな会議の開始および運営に不可欠であったからである。

委員会の開催に先立って四月に議長候補から示された議題案は以下の通りであった。

Preparatory work for the review of the operation of the Treaty in accordance with article VIII, paragraph 3, of the

Treaty, in particular, consideration of principles, objectives and ways to promote the full implementation of the Treaty, as well as its universality, including specific matters of substance related to the implementation of the Treaty and Decisions 1 and 2, as well as the resolution on the Middle East, adopted in 1995, and the outcomes of the 1975, 1985, 2000 and 2005 Review Conferences, including developments affecting the operation and purpose of the Treaty, and thereby considering approaches and measures to realize its purpose, reaffirming the need for full compliance with the Treaty.

この提案は二〇〇二年準備委員会の議題を基礎としており、若干の文言を加えたものである。具体的な変更は、the outcomes of the 2000 Review Conferenceとなつてゐた二〇〇二年の議題に、一九七五年、一九八五年、二〇〇五年を追加したことである。もう一つは、最後の二文の追加であり、and thereby 以下が新たに付け加えられた。

一方でこの議題案は、一九九五年の諸決定と中東決議に明確に言及することにより非同盟諸国の主張を取り入れており、他方で一九七五年、一九八五年、二〇〇五年を追加することにより、二〇〇〇年^が突出することを希薄化することにより米国の意向を斟酌しているものである。また、最後の文章を追加することにより、特に条約違反問題の重要性を浮き上がらせるものとなつており、これは米国やフランスの主張を取り入れたものと考えられる。

天野議長の議場での説明によれば、非公式協議における各国の意見は、若干の不満足を伝える国はあつたが、全体としては支持されており、反対を明確に唱えた国は一国もなかつたということである。

3 準備委員会前の国際状況

国際状況の一つの特徴は、準備委員会に向けての米国の態度や姿勢および発言のトーンが大きく変化したことで

ある。二〇〇四年、二〇〇五年とは異なり、米国は核不拡散のみならず核軍縮も重要であると考え、他の諸国とともに核軍縮を議論する用意があるとしばしば発言している。ただその際に、核軍縮のためには緊張緩和と信頼醸成が前提となるので、そのために努力すべきであるとも付け加えていた。

もう一つの特徴は、唯一の多国間交渉機関であるジュネーブの軍縮会議（CD）の前向きな動向である。軍縮会議は一九九六年に包括的核実験禁止条約（CTBT）を交渉して以来、一〇年にわたって実質的な活動をしていない。しかし、今年三月の会合で、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の交渉開始の動きが見られた。今年の六人の議長提案は、FMCTについては交渉のためのコーディネーターを、他の三つの問題——核軍縮、宇宙での軍備競争の防止、消極的安全保証——については実質議論のためのコーディネーターを任命するというものであった。

きわめて多くの国が議長提案を支持したにもかかわらず、最終的には中国、インド、パキスタン、エジプト、イランが賛成しなかったため、コンセンサスで決定される軍縮会議では、合意が成立しなかった。しかし、過去一〇年間と比較すると、軍縮会議の存在を示すものであった。

二 準備委員会の進行と一般討論

1 準備委員会の進行と手続き問題

二〇〇七年四月三〇日（月）午前一〇時に開催された準備委員会は、国連軍縮問題局ホッペ代理局長により開会が宣言され、その後日本の天野之弥大使が議長に正式に選出された。しかしその後の、議題の採択に関してイランが異議を唱えたため、議題の採択にはもっと時間が必要であるとされ、一般討論に入った。

天野議長は、会議以前のワークショップにおいて「第一に、二〇〇七年の準備委員会は、その会議自体の手続的取決めに合意すべきである。それは四月三〇日にコンセンサスで議題を採択し、タイムテーブルに注目すべきことを意味している。そう出来れば、いいスタートをきったことになり、いい会合となるだろう」と述べていた。⁽²⁾

初日三〇日の午後、二日目五月一日（火）の午前および午後、三日目五月二日（水）の午後は一般討論が続けられ、合計四七カ国が一般討論演説を行った。三日目の午前はNGOのためのセッションであり、多くのNGOが発言を行った。

その間に議長を中心に議題の採択に関する非公式協議が継続されたが、イランは議長提案に合意せず、二〇〇二年の議題に変更するように要求した。イランが議題案が受け入れられないとする理由は、議題の最後の部分の文章すなわち「条約の完全な遵守の必要性を再確認し」(reaffirming the need for full compliance with the Treaty)という部分であり、イランはこの部分はイランの違反問題に特別に言及していると解釈し、準備委員会の議論の多くがイランの違反問題を取り上げることをおそれ、イランへの非難を回避したいと考えたと思われる。

その結果、四日目の五月三日（木）は、午前はセッションがなく、午後は非公式協議が継続されている旨の議長の報告があったのみである。五日目の五月四日（金）の午前のセッションで、議長は、「条約の完全な遵守 (full compliance of the Treaty)」とは、条約のすべての条項を意味すると説明したが、進展はなかった。その日の午後のセッションで、イランは、議題に「すべての条項」を追加すべきであると主張したが、その他の諸国は、議長の元の提案への支持を表明した。

そのセッションにおいて、南アフリカが妥協案として、The Committee decides that it understands the reference

in the Agenda to “reaffirming the need for full compliance with the Treaty” to mean that it will consider compliance with all the provisions of the Treaty. という文言を議題と関連して合意することを提案した。ここでは議長ではなく、委員会が決定するとなっており、すべての条項への言及が含まれている。この文章に反対する国はなかったが、イランは、口頭ではなく文書で提出することを要求した。しかし、この文章と議題とをどのように関連させるのかについては、明確ではなかった。

第二週に入ってすぐに議題の問題は解決されると予想されたが、五月七日（月）はまだ非公式協議が継続されているということであった。五月八日（火）の午前のセッションで、イランは、議題の最後にアステリスクをつけ、注として同じ頁の最下段にその文章を掲載することで、南アフリカ提案を受け入れると表明した。これにより、やっと議題が確定し、その後タイムテーブルも合意され、実質審議への道が開かれた。

その後の八日（火）午後から一日（金）午前まで六つのセッションにおいて、以下の問題がそれぞれ議論された。

- ① クラスタ一問題——核兵器不拡散、軍縮、国際の平和と安全——第一、二条、前文一—三項、第六条、前文八—一二項
- ② 特別問題——核軍縮および安全保証
- ③ クラスタ二問題——核兵器不拡散、保障措置、非核兵器地帯——特に第四条および前文六、七項との関連における第三条および前文四、五項、ならびに第三、四条との関連における第一、二条および前文一—三項、第七条
- ④ 特別問題——中東および一九九五年中東決議の履行に関するものを含む地域問題

⑤ クラスタ三問題——無差別にかつ第一条および第二条の規定に従って平和的目的のための原子力の研究、生産および利用を進展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利——特に第三条一、二、四項および前文四、五項との関連における第三条三項および第四条、前文六、七項、第五条、その他の規定

⑥ 特別問題——第一〇条を含むその他の規定

実質討議の時間が大幅に削減された結果、各国の発言は五分以内に制限されたが、それぞれのセッションにおいて、各国のスピーチが行われ、またその後には双方向的な意見交換も行われた。各国の発言の時間が制限されたことにより、スピーチの内容が重要問題を中心に整然と行われたため、理解を高めるのに有益であったとの指摘もあった。最終日五月一日の午後のセッションは、準備委員会の報告書を採用することが主要な議題であった。この時期になって、イランは議長の実事サマリー(Chair's Factual Summary)は受け入れられないと主張し、一時は準備委員会報告書にも賛成できないという情報も流れた。議長を中心とする非公式協議が長引き、午後六時四五分になって開会された最終セッションにおいて、準備委員会の報告書がコンセンサスで採択されたが、議長の事実サマリーは報告書に正式に添付される文書としてではなく、他の締約国がそれぞれ提出した作業文書と同じレベルの文書として議長が提出することになった。イランは、一時は議長の作業文書にも反対したが、最終的には、上述の形で合意された。

2 一般討論における全体的な議論

(1) 核不拡散条約の重要性と三本柱の強調

今回の会合の対象である核不拡散条約(NPT)の重要性はすべての国により指摘されている。NPTを中心と

する核不拡散体制はさまざまな危機に直面しており、体制の弱体化が見られるが、NPTは国際の平和と安全にとつてきわめて重要であり、強化する必要があるという点では一般的な合意が存在すると思われる。

またNPTは、核不拡散、核軍縮、原子力平和利用という三本柱から成り立っており、それらの三要素がバランスよく検討されるべきであることについても広い合意が存在している。これは特に二〇〇五年再検討会議において、米国は核軍縮には問題がないから議論する必要はなく、違反を中心とする核不拡散を集中的に議論すべきであると主張し、それに反発した非同盟諸国が一九九五年および二〇〇〇年の合意に含まれる措置を含めた核軍縮を主として議論すべきであると主張したため、会議が分裂状態となり失敗に終わったことが背景にある。

準備委員会においては多くの国が一般討論演説の最初に、NPTの三本柱に言及した。日本は、「今回の準備委員会では、核軍縮、核不拡散、原子力平和利用というNPTの三本柱についてNPT体制の強化につながる建設的な議論を行う」べきであると主張しているし、ロシアも、準備委員会は、「核不拡散、軍縮、原子力平和利用という条約の三つの柱をすべて考慮した包括的なアプローチに基づいて」その目的を達成すべきだと述べている。⁽⁴⁾ 中国も条約の三つの目標、すなわち核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の促進を強調している。⁽⁵⁾

さらに欧州連合(EU)も、「NPTは相互に強化しあう三本柱、核不拡散、軍縮、原子力平和利用に基づいている」と述べ、⁽⁶⁾ 新アジェンダ連合(NAC)も、「条約の核心にある三本柱を強化しなければならない」と主張し、⁽⁷⁾ 非同盟諸国(NAM)も、「軍縮、不拡散、原子技術平和利用に関して核兵器国と非核兵器国との間で三十九年前に達成されたグラッド・バーゲンは成就されていないままであるので、この再検討プロセスがNPTの三本柱に同様に焦点を当てることを期待している」と述べている。⁽⁸⁾

このように、きわめて多くの国が「三本柱」に直接言及しているが、米国、英国、フランスはその一般討論演説

において「三本柱」という用語は使用していない。それは、これら西側三核兵器国が、これらの三つの要素を並列的に同じ価値を持つものとして取り扱うことを好まない傾向を示している。ただ、演説は三つの部分に分けて行われている。

三本柱の各要素の優先度については、まず、米国とフランスの演説では核不拡散に最優先度が与えられ、その問題が最初に取り上げられるとともに、その問題に多くの時間が割かれている。また、核不拡散の中でも条約違反が最大の関心事であり、北朝鮮およびイランの問題が第一に議論されている。たとえば米国は、「NPT体制が直面している最大の基本的な挑戦は、その中核である不拡散規定への違反に関連している」と述べ、⁽⁹⁾フランスも、「第一に必要なことは、条約の重大な違反に対して適切な対応を提供することにより、条約の妥当性と信頼性を確認することである」と述べている。⁽¹⁰⁾

次に、英国とEUも演説では不拡散を最初に取り上げ、優先度が与えられているが、英国は、「NPTは核不拡散体制および核軍縮枠組みの基礎である」と述べ、「核軍縮と核不拡散分野での進展は並行してなされるべきである」と述べているように、⁽¹¹⁾核不拡散と核軍縮を同列に置いている。またEUは三本柱に言及した後、「核拡散の防止と第六条に従った核軍縮の追求は世界の平和と安全に不可欠である。このことは原子力平和利用にもあてはまると述べており、並列的な取扱いが主張されている。

第三に、ロシアと中国はともに三本柱に言及しており、他の核兵器国のように不拡散を最優先するものではない。核軍縮や原子力平和利用の方が優先的に取り上げられ、イランと北朝鮮の問題は最後に少し触れられている程度である。

第四に、日本、カナダ、オーストラリアなどは三本柱の核軍縮、核不拡散、原子力平和利用についてバランスの

とれた発言をしている。ただ、それぞれの演説において、日本は核軍縮、核不拡散、原子力平和利用の順で、核軍縮を最初に取り上げているが、カナダとオーストラリアは核不拡散、核軍縮、原子力平和利用の順である。日本は、今回の準備委員会の重点事項の第一として、「核不拡散とともに核軍縮を推進することは、NPTを支える基本的なバーゲンの信頼性を高め、NPT体制の強化につながる。一九九五年の『原則と目標』や一三措置を含む二〇〇〇年の合意事項を最大限尊重しつつ、粘り強く核軍縮を促進すべきである」と述べ、核軍縮の重要性を強調している。オーストラリアは、「軍縮および不拡散の両方における進展が必要であり、一方を他方の人質とすべきではない」と同列に取り扱っている⁽¹²⁾。

最後に、NAC、NAM、インドネシア、南アフリカ、イランなどは、核軍縮問題を最優先課題としており、核不拡散にはほとんど言及しておらず、原子力平和利用の権利を強調している。NACは、「再検討プロセスは、核兵器を廃絶するという条約の基本的な実現に向けて、以前の再検討会議で合意されたコミットメントの履行に向けて作業を進めるべきである」と述べ、インドネシアも、「現存する核兵器は違法化されるべきであり、組織的かつ漸進的に廃棄されるべきであることを強調する」と最初の方で主張している⁽¹³⁾。NAMも不拡散という用語について、垂直的および水平的の両者の不拡散と定義づけているように、核軍縮をきわめて重視している。

(2) 核軍縮

(i) 核軍縮義務の履行の評価

米国は、「米国は核軍縮の達成という目的に対するコミットメントを繰り返し再確認してきた。この会合において米国が核軍縮のためにとった措置について繰り返し聞くだろう」と述べ、モスクワ条約の実施、核兵器の解体、

戦略的抑止のための核兵器への依存の低下を挙げている。ロシアは、条約上の核軍縮の義務を厳格に守ってきたと述べ、START条約とモスクワ条約による戦略核兵器の削減、および非戦略核兵器の削減を挙げる。中国は、核兵器全廃を支持していると述べ、核兵器先行不使用の約束、核実験モラトリアム、非核兵器地帯の支持を挙げる。英国は、トライデント配備継続を説明しつつ、核弾頭をさらに二〇%削減して一六〇以下とすること、冷戦終結時より大幅に削減したことを挙げる。フランスは、一九九五年プログラムの履行に努力しているとし、CTBTの批准、核実験場の解体、兵器用核分裂性物質生産停止、核兵器の大幅な削減などを列挙する。

NACは、「二〇〇〇年の合意がなされて以来七年経過したが、一三の具体的措置の履行にほとんど進展が見られない。さらにある国はこの合意自体を疑問視しているように見えるのが懸念事項である」と述べ、NAMは、「核兵器国による軍縮に導きうるような最近の動きを認めるとしても、軍縮に関する進展のペースが遅いことに深い懸念を繰り返し表明する」と述べ、ともに核軍縮への進展が不十分であると評価している。

オーストラリアは、「核兵器の削減で進展があつたが、核兵器の全廃という目標に向けてすべきことが多く残されている」と述べている。

(ii) 今後の核軍縮措置

今後とるべき核軍縮措置として、日本は、CTBTの早期発効、FMCT交渉の即時開始と早期締結、核兵器の一層の削減、核軍縮努力の透明性ある説明を挙げており、EUは、戦略核兵器の一層の削減、非戦略核兵器の削減、CTBTの早期発効、FMCTの交渉開始を主張し、NACは兵器保有数の公表、戦略核兵器の一層の削減を挙げ、オーストラリアは核兵器政策と軍縮措置の開示、CTBTの早期発効、FMCTの交渉開始を挙げ、南アフリカは、CTBTの早期発効、FMCTの交渉開始、三者イニシアティブの履行、定期報告を列挙している。

まず、戦略核兵器の一層の削減について、米国は、「STARTを引き継ぐ戦略関係の輪郭を作成するためロシア側と作業を開始しており、透明性と信頼醸成措置についての強力で生産的なポストSTART関係をロシアと構築することを希望している」と述べ、ロシアも、「START条約は二〇〇九年一月に終了するので、戦略分野における米国との新たな取決めに作成する作業が開始されている」と述べているように、新たな条約の作成となるかは不明であるが、START条約消滅までに何らかの取決めが結ばれるものと考えられる。

次に、CTBTの早期発効については、きわめて広い合意がみられるが、米国は未だにCTBTに反対であり、この会合でもCTBTにはまったく言及していない。

第三に、FMCTについては、この会議の直前に軍縮会議(CD)において、六議長が提案が出され、それに対する大幅な支持が表明されたこともあり、米国、ロシア、英国、フランスを始め、多くの非核兵器国も交渉の開始を主張した。しかし中国は、「FMCT、宇宙での軍備競争防止、核軍縮および安全保障についての交渉および実質的作業の開始のための条件を創造するため、すべての当事国が合意に達成することを期待する」と述べ、FMCTのみの交渉については消極的である。

第四に、多くの非核兵器国は、保有核兵器について、また核軍縮の実態についての正確な情報の提供を要求しており、核兵器国に対し、透明性を増し、説明責任を果たすよう要求している。

(3) 核不拡散

(i) 核不拡散体制の強化

米国ブッシュ政権の下においては、北朝鮮、イラン、イラク、リビアなどの核疑惑、カーン博士による核の闇市場の存在、九・一一以降の核テロリズムに対する恐れなどを背景として、核不拡散に圧倒的に高い優先順位を与え

る傾向が現れた。¹⁴⁾

米国は、「今日のNPTが直面している最も基本的な挑戦はその中核にある不拡散規定の不遵守に関連している」と述べて、その背景としてイラン、リビア、カーンの核密輸ネットワーク、北朝鮮、技術の拡散を列挙した後、「全体として、これらの進展などは、NPT体制がこれまでで最も深刻な挑戦——あからさまな不拡散不遵守に直面して条約の一体性と継続する生存性をいかに確保するか——に直面していることを示している」と述べ、「このような挑戦に直面しているので、この再検討サイクルにおいて、NPT締約国はこの分野を強く強調すること、いや最大限強調することが当然不可欠である」と主張する。

フランスは、「第一の要件は、引き受けた不拡散の規範を迂回した国家による条約の重大な違反に対して適切な対応を提供することにより、条約の重要性和信頼性を確保することである。若干の国が、同時に権利の便益を主張しつつ、秘密のネットワークに支えられ、義務に違反し、条約の基盤そのものを損なうことは認められない」と述べ、イランおよび北朝鮮に再検討プロセスが対応すべきことを主張する。

北朝鮮およびイランに対する非難は、ロシア、中国、英国、EU、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなどの演説でも当然に言及され、核不拡散体制への挑戦であるとの見解は表明されているが、米国やフランスほど強硬なものではない。これらは一般に紛争の平和的かつ交渉による解決を強調するものである。

他方、NAM声明は、この問題に触れていないし、インドネシアの声明もこの問題に言及していない。南アフリカが、「二〇〇〇年再検討会議以来、ある国々は条約の核不拡散の側面をますます強調し、条約の他の同様に重要な規定を時には排除させようとするものが現れてきた」と述べているように、¹⁵⁾ 非同盟諸国は、米国を中心に核不拡散への過度の強調に不満を表明している。

中国も、「われわれは、非核兵器国の原子力平和利用の権利を制限し、それを奪うために、口実として不拡散が用いられることに反対する」と述べる。

(ii) 核不拡散強化措置

核不拡散を強化する一つの措置として広く議論されているのが、IAEA保障措置協定の追加議定書である。

米国は、IAEA追加議定書を国際保障措置の新しい標準として普遍的支持が必要であると述べ、フランスも追加議定書の普遍化とそれを現在の標準とすることを主張し、英国、EU、カナダ、オーストラリアも追加議定書が現在の検証の標準であると述べている。英国は追加議定書がすべての機微な原子力品目の供給の条件として受諾されるべきであると主張し、オーストラリアは、「追加議定書を、オーストラリア産ウランの非核兵器国への供給の条件としている」と述べ、ニュージーランドも、「現在の検証の標準である追加議定書は、原子力供給の条件であるべきである」と主張している。⁽¹⁶⁾ 日本は追加議定書の普遍化を主張し、NPT保障措置の標準とすべきであると述べている。⁽¹⁷⁾

ロシアは、追加議定書が将来において検証のための普遍的に受け入れた規範になるべきであると述べ、中国は、追加議定書の普遍化の促進を審議すべきだと述べている。NAMの演説はこの問題に言及していないが、インドネシアは、追加議定書の締結を呼びかけている。

NAMの作業文書は、IAEA保障措置に関連して、法的義務と自主的な信頼醸成措置を区別することが不可欠であることを強調し、それは、そのような自主的な約束が法的な保障措置の義務に変形させられないことを確保するためであると述べている。⁽¹⁸⁾

その他の不拡散強化措置として、国連安保理決議一五四〇、拡散防止構想(PSI)、グローバル・パートナー

シップ、輸出管理の強化などが言及されており、先進諸国は一般に核不拡散を強化するため、これらの措置を積極的に適用すること、さらに普遍化することを主張している。

他方、これらの点について、NAMは、「不拡散体制を強化するため最近多くの努力がなされている。しかし、拡散を防止するいかなる努力も透明ですべての国家の参加に開かれていなければならない」と、先進諸国間で進められている諸措置には異議を唱えている。またインドネシアは、「核兵器国が彼らの軍縮の義務およびコミットメントを遵守していない時に、非核兵器国に対して不拡散義務への遵守を迫ることは不公平であろう。NPTの履行における二重基準は、条約の一体性と妥当性を一層損なうであろう」と非難している。

(4) 原子力平和利用

(i) 原子力平和利用の条件

日本は、「原子力平和利用にあたっては、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティを確保することが前提になる」と述べ、米国は、「核兵器のための核分裂性物質を生産する能力を發展させるため——イランによるものを含め——の努力を弁解し政治的カバーをかける努力において、ある国々が条約の第四条の議論を捻じ曲げ政治化するという危険な傾向のために、条約は挑戦に直面している」と述べつつ、「不拡散目的に合致する形で原子力の平和利用の促進と拡大にコミットしているとし、条約第一、二、三条に合致して行わなければならない」と主張している。

フランスは、NPT第四条は原子力への権利の行使に従うべき条件についてきわめて明確であり、それは、①条約第一、二条に規定された不拡散義務との一致、②第三条に定義されたIAEA保障措置の受諾、③「平和目的」の誠実な追求であると述べる。

カナダは、核不拡散体制を強化しつつ、原子力の潜在力を利用するための新しいルールに基礎を置く無差別なイニシアティブを開発できるなら、大きな世界的な便益が生じる、と述べる。

原子力平和利用がNPT第一、二、三条に合致して行わなければならないことについては、先進国が主張しているのみならず、NAMの作業文書も明確に条件としており、南アフリカも条件としている。このように、原子力平和利用が条約の第一、二、三条に従うべきことには一般的な合意が存在すると考えられる。

(ii) 原子力平和利用の不当な制限

他方NAMは、原子力平和利用に関する奪い得ない権利を再確認しつつ、平和目的のための原子力技術の自由で、妨げられない、無差別の移転が完全に確保されるべきであると、平和利用の権利を強く主張している。

また南アフリカは、「現在の核兵器に関する保有国と非保有国の制度を、核燃料を生産する能力にまで拡大しないよう注意すべきであり、核燃料を取り巻く問題をもっぱら不拡散における問題としてアプローチしないよう注意すべきである。……原子力平和利用に関する国家の奪い得ない権利に対するいかなる不当な制限も行われるべきではない」と述べ、インドネシアも、「両用技術へのアクセスはさらに制限され、もつと厳格に管理されるべきだと多くの国は考えているが、完全な燃料サイクルへのアクセスへの過剰な管理は、開発途上国から原子力エネルギーと技術を不当に奪うということに注意すべきである」と述べ、さらに、「原子力平和利用の制限に関する提案は、IAEAの主権の下で、多国間で交渉され、普遍的で、包括的で、無差別の方法で、提出されるべきであると考えている」と述べる。

マレーシアは、「われわれは、開発途上国であるNPT締約国の利益になる平和利用の開発を犠牲にして、不拡散IAEA保障措置活動をより一層重要視するという一定の先進国の傾向に懸念をもっている。NPTの枠外のエ

ンテイテイによって原子力施設、物質、技術へのアクセスがますます厳格に制限されていることは、核兵器国側が軍縮義務に違反していることとあいまって、条約に定められたバランスとバーゲンを損なう恐れがある」と述べる。⁽²⁰⁾

(5) 全体的議論の評価

準備委員会での議論の対立を通して、核不拡散体制の三本柱の意義および優先度を検討したが、この対立は今後も当分継続するものと考えられる。三本柱へのバランスのとれたアプローチが必要であるが、各国の優先度が異なるため、意見の相違は当然である。

NPTの基本的目的は、第一、二条に規定されているように、五核兵器国以外の新たな核兵器国の出現を防止することであり、核不拡散であることには間違いない。しかし、それだけでは条約は成立しなかつたであろうし、多くの非核兵器国は条約に参加しなかつたであろう。核軍縮と原子力平和利用は、条約の普遍性を確保し、核不拡散を普遍的な国際規範とするために不可欠であつた。その意味で、三本柱として議論するのは正当である。

核不拡散と核軍縮は相互に矛盾するものではなく、相互に補完・強化しあうものであり、短期的には核不拡散が重要であるが、長期的には核軍縮の目的が重要である。また核兵器廃絶に向けての個別的な部分的な核軍縮措置は、短期的にも重要である。

核不拡散と原子力平和利用は、部分的に矛盾すると思われる場合がある。その場合に原子力平和利用を制限することはありうるが、それは一方的措置ではなく、多くの国が参加する場で議論し、正当性を確保しつつ実施するのが好ましいであろう。

そのような意味において、今回の準備委員会は、時間的制約の中で行われたが、各国の見解が示され、NPTに

関連する多くの問題点が明らかになった。今後はこれらの議論に基づき建設的な議論と協調的な問題解決に進むべきであろう。

三 核軍縮問題の検討

1 核軍縮全般

核軍縮に関する第一の問題点は米国の態度であり、米国は本来に核軍縮に対するこれまでのきわめて否定的な態度を変えたのか、あるいは言葉の上では変化しているが、実態は変わっていないのかという側面である。具体的には以前の会議で合意された文書をどのように取り扱っているかという問題でもある。

今回の準備委員会が決裂・失敗という二〇〇五年の例を免れた大きな理由の一つは、米国がそれまでの対立的な姿勢から協調的な姿勢に変化したことである。イランによる米国非難に対しても、前回のように強硬に反論するのはなく、ほとんどは静観するものであった。核軍縮についても、以前のように何も問題がないので言及しないというものではなく、一般討論演説において、「不拡散への遵守」、「平和利用の促進」に続いて「軍縮への進展」を取り上げ、「軍縮問題に今日ここに多くの締約国が重大な関心をもっていることを知っているが、その軍縮問題は現在NPTにとって重要な時期である」と述べ、さらに、「条約の前文および第六条は、すべての締約国が核軍縮の達成、さらに全面完全軍縮へのコミットメントを共有していることを明らかにしている。米国はこれらの目的に対するコミットメントを繰り返し再確認してきたし、今日再びそうする」と述べ、具体的提案として、以下の宣言に締約国が合意すべきであると主張している。

(18) NPT前文および第六条で表明された目標、ならびにこれらの目標の達成に対するすべての締約国のコミッ

トメントの再確認

(19) 核兵器の全面廃絶を達成するだけでなく、それを長期に維持することを可能にするような環境を創設するた
め、⁽²¹⁾すべての締約国による現実的で実際的な思考および熱心な努力の必要性の確認

(20) 核兵器の廃絶が達成できるような条件を創設するのを容易にし援助するために、緊張を緩和し信頼を強化す
べきであるという条約前文の勧告の締約国による再確認

核軍縮に関する米国の今準備委員会における発言は、「前文および第六条に表明された」という形で常に前文と
共に述べられ、前文第一一項に規定されている「緊張の緩和と信頼の強化」という側面が強調された形になってい
る。前文第一一項は、全面完全軍縮条約に基づき核兵器廃絶を行うことを容易にするため、緊張緩和と信頼強化を
促進することを希望するというものである。

米国は準備委員会の演説においては、過去の再検討会議で合意された最終文書などにはまったく言及していな
いが、作業文書の中で、二〇〇〇年の一三の実際の措置を含む最終文書に関して、「二〇〇〇年以来、安全保障環境
は本質的に変化したので、そこでなされた提案のすべてが必然的に今日でも関連があるとは考えられない。一三の
実際の措置は、条約第六条および前文の目的を達成するための優先的政策としては不十分なものであると、米国は
考えている」と記述している。⁽²²⁾

一九九五年の「原則と目標」および二〇〇〇年の最終文書に対する米国の考えは、基本的には二〇〇五年再検討
会議の時の発言と変化しておらず、これらの文書は過去のある時点における政治的合意であって、そのままでは現
在では意味をもたないという見解が伺われる。

過去の再検討会議において合意された文書につき、日本は、演説の始めの部分で、「一九九五年の『原則と目標』

や一三措置を含む二〇〇〇年の合意事項を最大限尊重しつつ、粘り強く核軍縮を促進すべきである」と述べ、NACも両方の文書に詳細に言及し、「一九九五年のコミットメントは条約を無期限に延長した決定の不可欠の部分である」と述べている。NAMも両者に言及しており、カナダも、「二〇〇〇年に定められた核軍縮のためのベンチマークにおける進展が必要である」と述べている。⁽²³⁾

他方、準備委員会において、米国は一九九五年および二〇〇〇年の文書にまったく言及していないし、フランスは、一九九五年の文書は支持すると述べ、フランスによるCTBTの批准を挙げるが、二〇〇〇年の文書にはまったく言及していない。なお、英国は、一九九五年および二〇〇〇年の文書に含まれる軍縮措置を達成するという明確な約束を再確認しており、中国も、「二〇〇〇年再検討会議で合意された一三の実地的措置は、核軍縮プロセスを促進する重要なガイドである」と述べている。

米国やフランスの態度に対して、NACは、「国際安全保障環境は変わりうるし変わっており、それとともに締約国が与えるさまざまな事項への優先度も変わるといことは認める。しかし、そのことは、以前の会議、特に一九九五年と二〇〇〇年の会議で共同で合意されたコミットメントの妥当性と正当性に影響するものではない。……それらは特別の妥当性と正当性を維持している。われわれはそれらの履行に焦点を合わせるべきであって、それらの再交渉や改定に焦点を合わせるべきではない」と反論している。

核軍縮の履行に関する第二の問題は、核軍縮と全面完全軍縮との関連に関するもので、フランスは、以前から一貫して主張しているが、「全面完全軍縮の枠内における核軍縮の促進」という捉え方を主張している。米国の声明にもそのような傾向が読み取れる。他の多くの非核兵器国は、第六条が全面完全軍縮条約に言及していることは確かであるが、この条約は核兵器の不拡散に関する条約であり、核軍縮に優先度が与えられるべきであり、核軍縮の

進展は全面完全軍縮の進展を待つのではなく、独自に進められるべきであると主張している。

第三に、核兵器国による核軍縮の実施状況に関して、まず米国は、「米国は核軍縮の達成という目的に対するコミットメントを繰り返し再確認してきた。この会合において米国が核軍縮のためにとった措置について繰り返し聞くだろう」と述べ、モスクワ条約が現在実施されつつあり、一層の削減を生じていること、それが実際の核兵器の解体を伴っており、多くの核分裂性物質が核兵器計画から永遠に除去されていること、戦略的抑止のための核兵器への依存を低下させていることを挙げている。⁽²⁴⁾

ロシアは、条約上の核軍縮の義務を厳格に守ってきたと述べ、継続的に核兵器を削減しており、二〇〇一年にSTART条約を予定より早く実施し、モスクワ条約の義務を遂行中であると述べる。またロシアはソ連から引き継いだ非戦略核兵器を四分の三削減し、一九九一年と比べると核兵器の全体量は五分の一以下であると主張する。⁽²⁵⁾

中国は、核兵器全廃を支持していると述べ、中国は核兵器先行不使用を無条件で約束しており、核実験モラトリアムを守っており、非核兵器地帯の設置を支持し、いかなる核軍備競争にも反対し、参加しないと述べる。しかし、中国は、最大の核兵器を保有する二国が特別の責任を負っており、核軍縮をリードすべきであると主張する。

英国は、トライデント配備継続の最近の決定を説明しつつ、現存する安全保障環境からして、英国が一方的にその核兵器を廃棄することを安全に選択できる状況にあるとは考えないと述べる。英国は、実戦配備できる核弾頭をさらに二〇%削減して一六〇以下とすることを決定したこと、それは完全に解体されること、冷戦終結時より七五%削減したことになると主張する。⁽²⁶⁾

フランスは、一九九五年プログラムの履行に努力しているとし、CTBTに署名し、批准したこと、太平洋の核実験場を解体したこと、兵器用核分裂性物質の生産を停止し施設を閉鎖したこと、核兵器を大幅に削減し、運搬手

数であることに懸念が表明された。NPTの無期限延長は核兵器の無期限の保有を意味するものではないことが強調された。」(第九項)

「核兵器国の義務に関する国際司法裁判所の勧告的意見が想起され、核兵器条約の作成への支持が述べられた。

二〇一〇年再検討会議において核軍縮を取り扱う補助機関が要求された。」(第一〇項)

「核兵器国は条約第六条の下での核軍縮へのコミットメントを繰り返した。彼らの多くは、核兵器の削減、核兵器への依存の低下、その警戒態勢の低下、解体計画の促進などを強調しつつ、条約第六条に従ってとったそれぞれの措置に関する説明を、特に具体的数字を示しながら、他の締約国に対して行った。」(第一三項)

2 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

この問題については、条約の早期発効を求める発言が大多数であり、特に、条約発効要件国に対して、条約の署名および批准を求めるものであり、さらに核実験モラトリアムの継続を求めるものである。条約をすでに批准しているロシア、英国、フランスの発言および多くの非核兵器国の発言の要旨はそのような内容である。

たとえばロシアは、「われわれは核実験禁止は核不拡散体制に貢献する措置だと考えている。CTBTの発効の基礎を築く努力が続けることが重要である。二〇〇六年九月は条約が署名開放されて一〇年になるが、周知の理由によりまだ有効な協定となっていない。核実験モラトリアムを遵守することは意義深い措置であるが、CTBTから生じる法的義務に取って代わるものではない。この問題は予見可能性を要請している。したがって、条約の効力発生にその加入が必要なすべての国に対し、条約をできる限り早く批准することを要請する」と述べている。

CTBTに反対している米国は、一般討論演説でもクラスターの演説でも、CTBTにまったく言及していない

い。しかし、その作業文書において、軍縮に必要な環境を作り出すための一五の措置を列挙しているが、核実験に關しては、「すべての核兵器国および核兵器を保有する他のすべての国家による核実験の自主的モラトリアムの遵守」と記述し、CTBTに言及することなく、自主的モラトリアムの遵守という形で米国の現在の姿勢を述べている。⁽³¹⁾

中国もまだCTBTを批准しておらず、一般討論演説ではCTBTに言及していないが、クラスター一の演説において、「中国は、CTBTの早期発効を支持しており、早期にその条約を批准することにコミットしている。……中国はCTBTが発効するまで、核実験モラトリアムを遵守し続ける。他の関連国家に対しCTBTの早期の署名と批准を訴える」と述べている。

NACは、遅滞なくまた無条件でCTBTの早期発効を達成するため、署名と批准の重要性および緊急性を強調し、発効に至るまでの間、核実験モラトリアムを設定し維持することを要請している。⁽³²⁾

NAMは特に五核兵器国の批准の重要性を強調し、「五核兵器国はCTBTの発効を確保する上で特別の責任をもっている。それは、彼らが条約付属書二に列挙された四四カ国に含まれているのみならず、その立場からして、核実験禁止を現実のものとするのをリードすることが期待されているからである。……五核兵器国による早期の批准は、条約付属書二に列挙された残りの国々、特に保障措置のかかっていない核施設を有する三カ国が条約を署名、批准するための道筋をつけ、奨励するものとなるだろう。核大国の一つが条約を批准しないこと、また条約検証制度の主要な要素の一つを拒否することにより、CTBT O準備委員会を支持しないことは、核実験に反対するこの重要な文書を傷つけている」と述べ、特に米国の態度を批判している。⁽³³⁾

議長は作業文書は、以下のように規定する。

「CTBTに対する強い支持が表明された。その早期発効の重要性と緊急性が強調された。条約を批准していない国、特にその批准が条約の発効に必要な残りの一〇カ国は、遅滞なくかつ無条件でそうするよう要請された。北朝鮮による核兵器実験は条約の早期発効の必要に光を当てたことが強調された。締約国は、核兵器の実験的爆発その他の核爆発のモラトリアムを維持することの重要性を再確認した。締約国は、国際監視システムの設置においてCTBT準備委員会がなした進展に注目した。」(第一八項)

3 兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)

この準備委員会直前の三月二三日に、軍縮会議(CD)において、今年の議長六人が、FMCTの交渉のためのコーディネーターを任命し、核軍縮、宇宙での軍備競争の防止、消極的安全保証の実質的協議のためのコーディネーターを任命するという案を提出したため、特にFMCTの交渉開始の可能性が出てきたこともあり、これらの点が広く議論された。ここでの提案は、「核兵器またはその他の核爆発装置のための核分裂性物質の生産を禁止する無差別で多国間の条約についての、いかなる前提条件なしの、交渉」となっている。

日本は、「現在軍縮会議で審議されている六議長提案は、FMCTの交渉を含み、CDの主要な役割を再開させる現実的な妥協案である。日本はCDのメンバー国に対し、六議長提案を採択するのに必要な柔軟性を示すよう強く要請する」と述べ、この提案への強い支持を表明した。

米国は、世界が今、FMCT交渉開始の境目に立っており、この再検討サイクルのうちに条約が現実になりうるかも知れないとし、その成功を希望していると述べる。ロシアも、CDがFMCTの作成の交渉を始めるのに機が熟しているとし、ロシアはその考えを支持すると述べている。英国もCDにおける最近の六議長提案を完全に支持

すると述べ⁽³⁴⁾、早期の交渉を支持し、フランスも交渉開始の用意があると述べている。

EUはこの問題にきわめて積極的であり、論理的にも、FMCTは核軍縮分野で交渉されるべき次の多国間文書であるとし、EUは六議長提案に反対しないし、そこに含まれるFMCTに関する文言は受け入れ可能であると述べ、この準備委員会参加国に対し、FMCTの交渉と早期発効の重要性を認識するよう要請し、CDメンバー国に対し、その条約の前提条件なしのCDでの交渉開始を支持するよう強く要請している⁽³⁵⁾。

六議長提案に関する第一の問題は、検証をどうするかという問題である。これまでシャノン提案を基礎にしたFMCTの形式は、「無差別で多国間の、国際的および効果的に検証可能な条約」となっていたが、六議長提案には「国際的および効果的に検証可能な」という文言が含まれていない。これは米国が、FMCTの検証は不可能であるとして、検証のない条約の交渉を主張しているからである。

オーストラリアは、六議長提案についてすべてのCDメンバー国にそれを支持するよう要請するとともに、その義務の締約国による遵守を検証する適切な措置を規定する、核兵器用核分裂性物質の生産を禁止する法的拘束力ある無差別の条約の交渉を強く支持するとし、検証措置は不可逆的な核軍縮を確保する基本的な措置であると述べる⁽³⁶⁾。

NACは、FMCTの交渉を開始するための、六議長提案を含むCDでの現在の努力を歓迎するとしながらも、条約が意味あるものであるためには、検証メカニズムを含むべきであり、現存のストックをカバーすべきであると述べ⁽³⁷⁾、NAMも、一九九五年の調整官の声明に含まれていたものに比べて、FMCTの交渉の範囲を制限しようとする試みに懸念をもっていと述べている⁽³⁸⁾。

FMCTの交渉に関する第二の問題は、NACがすぐ右で述べているように、現存のストックを条約の対象とす

べきだという考えである。米国など核兵器国の考えでは、条約は将来の生産を禁止するものとされているが、非同盟諸国を中心に、過去の生産にも関わるべきであると主張されている。

第三の問題は、FMCTの交渉を含め、CDでの作業計画の作成およびそれへの合意の達成の問題である。六議長提案は、FMCTについては交渉の開始を、他の三議題については実質的協議の開始を提案するものである。CDでの三月の議論では、大多数の国がこの提案に対する支持を表明したが、中国、インド、パキスタン、エジプト、イランが賛成を表明しなかった。⁽³⁹⁾

準備委員会において、中国は、CDの作業計画につき、停滞を打破するため、すべての当事国が広範な協議に基づき、FMCT、宇宙での軍備競争の防止、核軍縮および安全の保証に関する交渉ならびに実質的作業の開始のための条件を作り出すためにコンセンサスに到達できることを期待していると述べ、作業文書では、CDは、核軍縮、FMCT、宇宙での軍備競争の防止、消極的安全保証のような重要な問題の実質的作業を開始できるよう包括的かつバランスのとれた作業計画に到達すべきだと述べ、⁽⁴⁰⁾六議長提案のようにFMCTのみの交渉開始ではなく、四つの議題すべての交渉開始を主張している。中国はさらに、特に、宇宙の兵器化およびそこでの軍備競争を防止するための国際条約につき、CDはできるだけ早く交渉を開始し締結すべきであると主張している。

CDでの作業計画に関しては、NACおよびNAMは核軍縮の交渉のためのアド・ホック委員会の設置を求めている。

議長は作業文書は、以下のように規定する。

「締約国は、その年の六議長の下で二〇〇六年に、その後継者により今年、CDで展開された勢いを歓迎する。CDは、二〇〇七年の六議長により三月二三日に提出された提案に合意すべきことが強調された。」(第一七項)

「核軍縮のプロセスにおける論理的措置として、FMCT交渉の即時開始の重要性が強調された。その条約の検証可能性および現存ストックを含める重要性に触れるよう要請があった。その条約が二〇一〇年再検討会議より前に締結される期待が表明された。兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言していない国に対し、宣言するよう要請があった。」(第二二項)

4 戦略核兵器の削減

米ロ両国は戦略核兵器の削減については、モスクワ条約の実施を指摘し、両国は十分な削減を実施していると主張するが、多くの非核兵器国は、モスクワ条約は検証可能性、透明性、不可逆性の点で欠陥があり、削減の内容も十分ではなく一層の削減が必要であると主張している。

日本は、「米ロによるモスクワ条約以上の措置の実施を含め、核兵器国がすべての種類の核兵器の一層の削減措置を実施することが重要である」と述べており、EUは、「STARTとモスクワ条約がもたらした配備核兵器の削減を歓迎し、適切な後継プロセスを通じた核兵器の削減の一層の進展の必要性を強調する」と述べる。

NACは、「STARTを延長し、検証を含むようSORTを改良し、弾頭の廃棄を含む一層の削減を交渉することにより、米ロが核軍縮プロセスでリーダーシップを発揮するよう要請⁴¹⁾」、NAMは、モスクワ条約に関して「配備および実戦的地位の削減は、核兵器の不可逆的な削減および全廃に取って代わるものではない。START IIが発効しなかったのは、二〇〇〇年再検討会議で採択された核軍縮分野での一三項目の後退であり、核軍縮に関して不可逆性および透明性の増加という原則の適用を要請している。⁴²⁾」

カナダも透明性と不可逆性の重要性を述べ、オーストラリアも一層の削減を要求し、南アフリカも不可逆性の重

要性に触れ、インドネシアもモスクワ条約における検証可能性、不可逆性、透明性の欠如を非難している。

次に、START条約が二〇〇九年に失効することに関して、EUは適切な後継プロセスに言及し、NACはSTARTの延長に言及している。この点につき米国は、「われわれはすでに、STARTを引き継ぐ戦略的關係の輪郭を作成するためロシア側と作業を始めており、透明性と信頼醸成措置についての強力で生産的なポストSTART関係をロシアと構築することを希望している」と述べ、ロシアも、「START条約が二〇〇九年一二月に終了するので、戦略分野における米国との新たな取決めを作成する作業が開始されている」と述べており、条約交渉かどうかは明確ではないが、START終了に対応するため何らかの合意に向けて作業が開始されている状況である。

第三に米国が積極的に推進しているミサイル防衛に対する異議が唱えられている。ロシアは、「戦略攻撃兵器と防衛兵器の間の明確な連関について注意を引きたい。世界的な対弾道ミサイル防衛は他国を刺激してミサイル兵器の増強に向かわせ、世界中でのミサイル兵器の拡散を推進し、現実の核軍縮のプロセスにも影響を与えることがある。対ミサイル兵器を含め、兵器を宇宙に配備することは、軍備競争の新たな悪循環を引き起こす重要な要因になりうる」と強く非難している。

中国も、「ミサイル防衛計画は、世界の戦略的バランスと安定に影響を与えるべきではないし、国際の平和と安定を損なうべきではない。宇宙の兵器化と宇宙における軍備競争を防止することは、世界の戦略的バランスと安定を保護し、また核軍縮に必要な安全保障環境を創設するのに有益である」と述べ、軍縮会議がそのための条約を交渉し締結すべきであると主張している。⁽⁴³⁾

NAMも、「対弾道ミサイル条約の廃棄は、戦略的安定性および宇宙における軍備競争の防止に対する新たな挑

戦をもたらしした」と非難し、宇宙での軍備競争の防止について軍縮会議が実質的作業を開始する緊急の必要性を主張している。⁽⁴⁴⁾

議長の作業文書は、以下のように規定する。

「この点に関して、戦略攻撃力削減条約（モスクワ条約）は核軍縮に向けての肯定的な傾向であると認識された。これらの達成や説明に注目しながらも、締約国はモスクワ条約で要求される以上の削減を要請し、配備および実戦的地位の削減は核兵器の不可逆的な削減や全廃に取って代わるものではないことを強調した。締約国は、S T A R T I およびモスクワ条約がそれぞれ二〇〇九年と二〇一二年に終了することに注目し、二国間の後継協定を要請した。不可逆性、検証可能性、透明性の原則がすべての核軍縮条約をガイドすべきことが強調された。核軍縮に導く環境の創設の必要性が注目された。」（第一四項）

「対弾道ミサイル条約の廃棄およびミサイル防衛の開発は、戦略的安定に悪影響を与え、核軍縮および核不拡散に否定的影響をもつので、懸念を引き起こした。」（第一九項）

5 非戦略核兵器の削減

非戦略核兵器については、E U が、「非戦略核兵器の問題は二〇〇〇年再検討会議最終文書に含まれている。これらの兵器の削減は核軍備管理・軍縮プロセスの絶対必要な部分である。われわれは、米ロの非戦略核兵器ストックの一方的削減に関する米国とロシアの一九九一—一九九二年の大統領宣言、ならびに二〇〇〇年再検討会議で関連国家によりなされたコミットメントの履行を期待している。われわれは、これらの兵器の最大限可能な削減を最もよく達成するために、効果的に検証可能な協定の交渉を開始するよう関係国に奨励する」と述べている。

日本も、「非戦略核兵器を保有するすべての国は、透明性を維持しつつそれらを削減する措置をとることが肝要である。……日本は、米ロに対し、一九九一年と一九九二年に宣言されたように、その非戦略核兵器を完全に自主的に削減するというイニシアティブを履行するよう奨励する」と述べている。⁽⁴⁵⁾

議長の作業文書は、以下のように規定する。

「締約国は、たとえば米国とロシアによる一九九一年と一九九二年の大統領イニシアティブのように、一方的イニシアティブに基づきかつ核軍備削減・軍縮プロセスの不可分の一部として、非戦略核兵器の透明で、説明可能で、検証可能で、不可逆な方法での一層の削減の重要性を強調した。これらのイニシアティブを形式化する要請があった。テロリストによる非戦略核兵器へのアクセスを拒否する必要性が注目された。」(第二〇項)

6 核兵器の役割の低下

米国はその一般討論演説において、「二〇〇一年の核態勢見直しに従い、われわれは戦略抑止のための核兵器への以前の排他的な依存を低下している」と述べ、核全廃が達成されるまでの間、「核兵器への依存の低下」の重要性を核兵器国が確認することを要請している。

他方、中国は、核兵器国は核抑止政策を放棄すべきこと、他国を核兵器の照準としない約束を遵守すること、核兵器の先行不 사용을約束すること、領域外配備の核兵器を撤去すること、核の傘および核シェアリングの政策・実行を放棄すること、使用しやすい低威力核兵器を開発しないこと、核兵器の事故や不認可の使用を回避する措置をとることを主張している。⁽⁴⁶⁾

NACも、「二〇〇〇年以降、防衛のみならず、攻撃能力のため核兵器の重要性を強調する新しい軍事ドクトリ

ンが出現している。核戦力の近代化と核兵器の戦術的使用の導入の計画がこのドクトリンを強化している。さらに、ある政策は、他の大量破壊兵器の使用に対する防止的措施または報復として、核兵器の潜在的使用の範囲を拡大している」と非難している。NAMも、核シェアリングを行うべきでない」と主張し、核兵器の使用しうる状況を拡大する一核兵器国の戦略防衛ドクトリンを非難し、攻撃的な対抗拡散のための新型核兵器の開発や新たな照準目標の作成は核軍縮の約束を損なうものであると述べている。⁽⁴⁷⁾

オーストラリアは、「あらゆる種類の核兵器の一層の削減、核兵器システムの運用状況の一層の低下などで、核兵器国は進展の領域を示すべきである。安全保障政策における核兵器の役割の低下は、核兵器の重要性を低下させるのに重要である」と述べている。

議長の作業文書は、以下のように規定する。

「締約国は、照準解除により核兵器の配備状況を低下させること、核兵器への依存を低下させること、核兵器の活性および保留状況についてのより多くの情報を核兵器国から得ることが重要であると考えた。」(第一一項)

「核兵器、運搬手段や発射台を代替え近代化する計画、戦略・軍事ドクトリンにおける核兵器の役割の増加、核兵器使用の敷居の低下の可能性について懸念と失望が表明された。米国と英国に向けられたこれらの懸念に応えて、両国は核軍縮に向けての努力につき明確化と説明を行った。NPT非締約国との核協力に関して懸念が表明され、条約義務の遵守が要請された。」(第一二項)

7 核分裂性物質の検証と処分

米国とロシアはそれぞれの演説や文書において、核軍縮の実施により発生した核分裂性物質を平和利用に転換し、

あるいはIAEAの検証の下に置いている実態を、詳細に説明し、それが国際の平和と安全にいかん貢献しているかを述べている。

南アフリカは、「米国、ロシア、IAEA間の三者イニシアティブを支持し続ける。それは両国の兵器級物質のレベルを下げIAEAの管理の下に置くものである。われわれは三者イニシアティブの完成と履行の要請を繰り返す。南アフリカはすべての核兵器国が、もはや軍事的に必要なとされない核分裂性物質をIAEAによる国際検証の下に置くことを支持し続ける」と述べている。

議長の作業文書は、以下のように規定する。

「もはや軍事目的に必要とされないと指定された核分裂性物質を国際原子力機関（IAEA）または他の関連する国際的検証の下に置くという核兵器国による取決め、そのような物質の平和目的のための処分のための取決めの重要性が強調された。ある核兵器国はこの点に関して取った行動を報告した。この関連で、三者イニシアティブが重要な措置であるときみなされた。余剰高濃縮ウランを民生目的へ転換する核兵器国による現行の努力が推奨され奨励された。」（第二二項）

「締約国は、実際のイニシアティブによりすべての大量破壊兵器からの脅威を削減するための協力に向けての積極的な貢献であるとして、G8グローバル・パートナーシップの重要性を承認した。」（第二三項）

8 核軍縮措置の透明性

日本は、「すべての核兵器国に対して、その核軍縮努力の透明性ある説明をなすよう要求し」、米国も「核兵器国が、その核兵器と核ドクトリンに関して透明性を改善し信頼を醸成することの重要性を確認すべきである」と述べ、

EUも「われわれは自主的な信頼醸成措置として透明性を確保する努力を追求している」と述べている。

NACは、「より大きな透明性と信頼醸成のために、また将来の軍縮措置の基線として、核兵器国は、保有する核兵器の総数を活性のものと保留のものにつき公表する用意がなければならないし、それを統一した一貫した方法で行うべきである」と主張している。カナダは、「今年初めのCDでの非公式協議において、カナダは、核兵器国はその核政策とドクトリンについて年次ブリーフィングを行うことを提案した。そのようなブリーフィングは、核兵器国と非核兵器国間の透明性と信頼を促進しうる」と述べ、具体的な方法を詳細に述べている。⁽⁴⁶⁾

オーストラリアは、「NPTの軍縮問題の討議は、情報が十分あるならば非常に生産的である。われわれはすべての核兵器国に対して、その核兵器政策と軍縮行動につきできるだけ透明で公開であることを奨励する」と述べ、ブラジルは、「事務局が、入手できる情報に基づいて、第六条の義務を遵守するために核兵器国が取った措置の比較表を作成できるなら、有益であろうと考える。それは、核軍縮の分野での進展をより良く評価できる手段を締約国に提供するだろう。そのような表、または比較表は、二〇一〇年のNPT再検討会議で利用できるだろう」と具体的な提案を行っている。⁽⁴⁹⁾

議長の文書は、以下のように規定する。

「自主的信頼醸成措置として核兵器能力に関する透明性の増加が強く主張された。核兵器国は、その核兵器、軍縮措置の履行、安全保障ドクトリンに関して、年次ブリーフィングを通じて、透明性と説明責任を増加するよう要請された。二〇一〇年再検討会議に提出するため、第六条の義務を遵守するために核兵器国が取った措置を記録する比較表を事務局が作成するという追加的な考えが示された。」(第一五項)

「第六条の履行に関するすべての締約国の報告が奨励された。これは、透明性を増すことにより核不拡散条約

制への信頼の増加を促進し、同時に遵守の懸念に対応するのに有益であると注目された。」(第一六項)

9 消極的安全保証

NACは、「核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の真の保証は、核兵器の廃絶とそれが決して生産されないという保証である。核兵器が存在する間、NACは核兵器国がNPT締約国であるすべての非核兵器国に対する消極的安全保証に関する現存の約束を新たにし尊重すること、および法的拘束力ある文書によりこれらに効果を与えることを要請する」と述べる。さらに、二〇〇五年の再検討会議に提出した議定書案に言及しつつ、多国間で交渉される法的拘束力ある安全保証の締結を主張し、その文書の交渉の最も適切なフォーラムはNPTであり、それは条約の役割を確認し、核不拡散体制を強化するからであるとし、その文書は、NPTの文脈において達成される個別の協定でもいいし、条約の議定書でもよいと述べる。⁵⁰⁾

NAMも、「核兵器の全廃が、核兵器の使用または使用の威嚇に対する唯一の絶対的な保証であるが、核兵器の全廃までの間、条約締約国である非核兵器国に対する普遍的で、無条件で、法的拘束力ある安全保証の文書の締結への努力が、優先課題として追求されるべきである」と述べる。

ロシアは、「いつ核兵器が使用されるかについて核兵器国の防衛ドクトリンに規定された場合を考慮しつつ、核兵器の使用または使用の威嚇を排除する安全保証を非核兵器国に与える世界的協定を作成するのに反対はしないと条件付で述べている。

中国は、「非核兵器国は核兵器国が提供する安全保証を享有すべきである。すべての核兵器国は、いかなる時にもいかなる状況でも核兵器を先行的に使用しないこと、非核兵器国および非核兵器地帯に対して核兵器の使用また

は使用の威嚇を行わないこと、早期に国際法的拘束力ある文書を締結することを約束すべきである」と述べ、F M C T、宇宙での軍備競争の防止、核軍縮、安全保証に関する交渉および実質的討議を軍縮会議で開始することを主張している。

議長の作業文書は、以下のように規定する。

「締約国は、核兵器の廃棄に至るまでの間、核兵器国が非核兵器国に対して彼らに対して核兵器を使用しないという安全保証を与えるべきであることに注目した。安全保証はNPT体制で重要な役割を演じうるし、大量破壊兵器を取得しない動機として有益でありうると述べられた。安全保証はまた、普遍性を達成する動機として有益であると述べられた。一九九五年の再検討・延長会議と二〇〇〇年再検討会議とともに、安全保証の重要性を強調したことが想起された。一九九五年の延長決定の基本的ベースである消極的安全保証の必要性は重要であり続けているし、再確認されるべきことが強調された。安全保障理事会決議九八四（一九九五）の下での約束の再確認が表明された。一核兵器国を含むいくらかの締約国は、先行不使用政策の重要性を強調した。」（第二五項）

「締約国は、非核兵器国に対する普遍的で、無差別で、法的拘束力ある消極的安全保証に関する文書を締結する努力が、非核兵器地帯の関連ですでに与えられている法的拘束力ある安全保証を損なうことなく、優先課題として追求されるべきことを強調した。これに関して、NPTの議定書を追求すること、CDの六議長により提出された現在の決定案で予定される実質的討議の展望が言及された。何らかの新しい文書の締結に至る間、核兵器国は安全保障理事会決議九八四の下でのそれぞれの約束を尊重するよう要請された。核ドクトリンに関する最近の進展がこれらの約束を損なうという懸念が表明された。締約国が核不拡散条約を遵守しておらず、あるいは脱退した場合における締約国への安全保証の適格性は議論を正当化するものとみなされた。二〇一〇年再検討会議において安全保

証に関する補助機関の必要性が要求された。」(第二六項)

10 非核兵器地帯

NAMは、「トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、ペリンダバ条約、セミパラチンスク条約により創設された非核兵器地帯の設置は、世界的な核軍縮および核不拡散という目的を達成するための積極的措置であり重要な措置であると考え、二〇〇六年九月八日の中央アジア非核兵器地帯条約の署名を歓迎する」と述べている。⁽⁵¹⁾

日本も非核兵器地帯の設置を支持すると表明しているが、それは、関連地域の諸国家により自由に到達された取決めに基づくこと、およびそのような地帯の設置が地域の安定と安全に貢献するという条件にもとづくことと述べている。⁽⁵²⁾

今回の会議での新たな要素は中央アジア非核兵器地帯条約の署名であり、関連五カ国は、「関連国家間で自由に到達された取決めに基づく非核兵器地帯の設置は、地域的および世界的レベルで核軍縮と核不拡散を大幅に促進すると強く確信し、核不拡散条約(NPT)第七条を基礎として平和と安全の強化のために共同の貢献をなすという決意を強調しつつ、カザフスタン、キルギスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンは二〇〇六年九月八日にセミパラチンスクにおいて中央アジア非核兵器地帯条約を署名した」と述べている。⁽⁵³⁾

中央アジア非核兵器地帯に対して、非同盟諸国ならびにロシアと中国は支持を表明しているが、米国、英国、フランスは態度を留保しており、たとえば英国は、「われわれは、核兵器国との協議が完了する前に、中央アジア非核兵器地帯が二〇〇六年九月に署名されたことに失望している。地帯内の安全保障取決めのあいまいな性質のゆえ

に、われわれはその条約の議定書を批准することはできない。われわれは、これらの問題を解決するための一層の進展が可能になるために、地帯の諸国家に対し条約を迅速に批准することを要請する」と述べている。

中央アジア諸国は、中央アジア非核兵器地帯条約の一連の規定に関して核兵器国と協議を継続する用意があることを表明している。

議長の文書は以下のように規定する。

「関連地域の国家間で自由に到達された取決めにに基づき、かつ確立された国連ガイドラインに基づき設置される、国際的に承認された非核兵器地帯の概念への支持が表明された。世界的な核不拡散の目標も含め、国際的および地域的平和と安全を促進するという非核兵器地帯の貢献が強調された。非核兵器地帯でカバーされる国家の数が一〇五を超えたことが注目された。トラテロルコ条約、ラロトンガ条約、バンコク条約、ペリンダバ条約により創設された非核兵器地帯の設置は、世界的核軍縮という目的を達成するのに向けての積極的な措置であると考えられた。これらの非核兵器地帯条約すべての発効の重要性が強調された。核兵器国は、これらの条約の議定書を署名し批准することにより非核兵器地帯に安全保証を提供するよう要請された。」(第三二項)

「非核兵器南半球のように、地帯の当事国間での協力の継続と強化が奨励された。トラテロルコ条約の署名四〇周年が承認された。締約国は中央アジア非核兵器地帯条約の締結を歓迎した。未解決の問題を解決するために、一九九九年のUNDCのガイドラインに従った関連国家間での一層の協議の必要性が表明された。モンゴル非核兵器地位への支持が繰り返された。締約国は、特に中東および南アジアに、新たな非核兵器地帯を設立する重要性を強調した。」(第三三項)

四 準備委員会の評価と今後の課題

1 準備委員会の評価

今回の二〇一〇年NPT再検討会議に向けた第一回準備委員会は、議題設定に関してイランの反対に直面し、そのため実質的討議の時間が短縮され、また議長の実務サマリーもイランの反対で、議長の作業文書として他の作業文書と同列のものに格下げされた。しかし、全体として見た場合、二〇〇五年NPT再検討会議が決裂し失敗だったと考えられるのに対し、今回の準備委員会はある程度の実質的議論を行い、双方向的な議論も実施され、格下げされたとは言え、実質的には議長サマリーが作成され、一般には一定の成果を挙げたと考えられている。

それは二〇〇五年の最悪事態から一定の回復を達成し、核不拡散体制の重要性を再確認し、核不拡散体制の強化に向けて議論を行い、さらに努力を継続することに一般的な合意が存在したからであると考えられる。

二〇〇五年には米国対エジプト・イランという対立の構図が支配的で、その対立を緩和することは不可能であったが、今回の準備委員会では、イランのみが議長提案にことごとく反対し、他の非同盟諸国もイランとは一線を画していたし、議長のリーダーシップも発揮されたからである。

手続き問題では、議題の採択が評価される。イランの反対により実質的議論の時間が大幅に削減されたが、今回の準備委員会で議題の採択を行うことにより、二〇〇八年、二〇〇九年の準備委員会でそのための議論を繰り返す必要がなくなったからである。つまり、二〇〇八年と二〇〇九年には実質的議論の時間が確保されたことになる。

実質問題では、限られた時間の中で積極的な議論が展開され、また議長の作業文書を除くと七七の作業文書が提出され、それぞれの問題について詳細な検討が行われている。その意味で、NPT再検討プロセスにおける個々の

問題の対立点はすでに明らかになっており、今後の課題はそれぞれの対立点をどのように解消していくかという段階に達している。

実質問題の対立は、基本的にはNPTの三本柱の優先順位を巡るものである。核兵器国は核不拡散の側面を最重視し、核不拡散義務の違反への対応および違反の防止をきわめて重視する。イラン、北朝鮮、テロリストなどさまざまな脅威に対して、防止的措置を含め積極的な対応をとることを最重要課題として取り組んでいる。そのため、核不拡散措置が原子力平和利用の制限をもたらすことがあるとしても、核不拡散を優先する傾向がある。

他方、多くの非核兵器国は、NPTを不拡散のためののみならず、核軍縮のための条約だと考え、核兵器国による核軍縮の不十分さを指摘し、また核不拡散にあまりにも重点が置かれ、核軍縮の進展に向けての努力がおろそかにされていると非難している。特に、一九九五年と二〇〇〇年にコンセンサスで合意された文書に対する核兵器国の消極的ないしは否定的な態度に対して、不満を募らせている。

IAEA保障措置追加議定書の普遍化など不拡散強化措置に対して、非同盟諸国は賛成を表明していないが、それは必ずしもそれらの措置に対する反対ではなく、核不拡散措置ばかり強調されて、核軍縮措置が無視されていることへの対応となっている場合が多い。すなわち、核兵器国は核軍縮を十分実施しないにも拘わらず、新たな核不拡散措置を適用しようとしていることに對し、義務のバランスであるとか、義務の公平性の側面から非難しているのである。

このように、実質問題については、核不拡散条約の重要性、そこでの三つの柱のバランスの取れた取扱いという原則に合意があるとしても、締約国間の見解の相違、あるいは優先度の違いがきわめて大きいことが、今回の準備委員会でも明らかになっており、今後の進展の困難さが示されている。

2 今後の課題

今回の準備委員会は、二〇〇五年再検討会議の失敗による核不拡散体制の弱体化が進む中での、その直後の会議として、核不拡散体制への締約国のコミットメントを再び強化するという意味で重要なものであった。

手続的には、次回の準備委員会、さらに二年先の準備委員会にスムーズに移行できる状況になっているが、実質的にはさまざまな対立が存在し、実質的議論がスムーズに進展する保証はまったく存在しない状況である。

基本的には、NPTの三本柱をバランスよく公平な形で実施していくことが必要であるが、それを具体的に実施するのはそれほど簡単ではない。

まず、核不拡散に関しては、北朝鮮およびイラン問題への対応が優先事項となるだろうが、北朝鮮問題は六者会合を中心に、米朝の交渉が鍵となるだろう。初期段階の措置の履行に続いて、次の段階に進むとともに、米朝、日朝の二国間の協議も重要であり、朝鮮半島の非核化および米朝、日朝の国交正常化に進むための努力が必要とされるであろう。

イランについては、安全保障理事会による一層の制裁というムチの側面と、イランとの対話というアメの側面をうまく調整する必要があるだろうが、イラン問題を核問題に限定して解決できるかどうかは疑問であり、イランをとりまくさまざまな問題を含めた包括的な交渉が必要であろうと考えられるし、米国の積極的な関与が必要であろう。

その他の核不拡散体制強化の措置は、当初はさまざまな反発がみられたものも、徐々に国際社会全体の支持を得る方向に進んでいるようである。それは国際法に一致して実施されていることも大きな要因となっているのであり、新たな措置を導入する場合には、その措置の実効性、特に即時の実効性を考慮して実施するのではなく、その

措置の合法性および正当性も担保される形で実施していくのが望ましい。

核軍縮については、核兵器国はすべて第六条の義務を履行していると主張し、非核兵器国はそれらは不十分であると認識しているのが現状である。核兵器国はその証拠としてさまざまな行動を列挙し、自国の主張を強化しようとしているが、その説明は自国に都合のいいよう選択的であり、かつ時期的にも自国に都合よく説明している。したがって、今回の準備委員会でもさまざま主張されていたように、核軍縮の進展状況についての正確な情報に基づき、客観的に判断できるような一覧表なり比較表なりを作成することが、第一に必要なであろう。客観的なデータをベースに議論することが必要である。

また具体的措置としては、CTBTの発効、FMCTの交渉開始、戦略および非戦略核兵器の削減など、一般的な合意が存在する領域における進展を進めるべきであろう。さらに、核兵器のもつ軍事적および政治的意味合いあるいは価値を低下させるためのさまざまな措置、警戒態勢の解除、照準解除、安全保障政策における核兵器の役割の低下などの措置も追求されるべきであろう。

原子力平和利用については、エネルギー源としての原子力の需要が増加する状況において、核不拡散、安全、核セキュリティを確保できる形で進めるべきであろう。また一定の平和利用を制限することがあるとしても、それは、実効性だけでなく、合法性や正当性を担保していることが必要となるだろう。

(1) 二〇〇五年再検討会議の分析については、黒澤満「二〇〇五年NPT再検討会議と核軍縮」『阪大法学』第五五巻二号（平成一七年八月）、一—四五頁参照。

(2) Yukiya Amano, "Preparing for 2010: Prospects for the 2007 NPT PrepCom," Workshop on the Nuclear Non-Proliferation

- Treaty, March 16-17, 2007, L'Imperial Palace Hotel, Amneey, France.
- (23) Statement by Japan to the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, General Debate, Vienna, 30 April 2007. なお以下の日本の発言は、別段の注がなく限りこの一般討論演説からのものであり、この中に用いた数字は略す。以下の各国発言については同様である。
- (24) Statement by the Russian Federation at the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, General Debate, Vienna, April 30, 2007.
- (25) Statement by China at the General Debate in the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, May 2007, Vienna.
- (26) Statement by Ireland on behalf of the New Agenda Coalition, First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, 01 May 2007.
- (27) Statement by Germany on behalf of the European Union, First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, General Debate, Vienna, 30 April 2007.
- (28) Statement by Cuba on behalf of the Group of Non-Aligned States Parties to the NPT at the General Debate of the First Session of the Preparatory Committee of the 2010 NPT Review Conference, Vienna, 30 April 2007.
- (29) Statement by the United States, Opening Remarks to the 2007 Preparatory Committee Meeting of the NPT, April 30, 2007, Vienna, Austria.
- (30) Statement by France, First Meeting of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, General Debate, Vienna, 30 April 2007.
- (31) Statement by the United Kingdom, the First Preparatory Committee for the Eighth Review Conference of the NPT, Vienna, 30 April 2007.
- (32) Statement by Australia, First Preparatory Committee Meeting for the 2010 NPT Review Conference, Vienna, 30 April 2007.
- (33) Statement by Indonesia at the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, Vienna,

May 1, 2007.

(14) 二〇〇〇年以降の核不拡散体制の新たな展開については、黒澤満「核不拡散体制の新たな展開とその意義」『阪大法学』第五六卷三号、平成一八年九月、一―四五頁参照。

(15) Statement by South Africa at the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, 1 May 2007, Vienna.

(16) Statement by New Zealand, Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, General Debate, 30 April 2007.

(17) Statement by Japan, the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, Cluster II, Vienna, 9 May 2007.

(18) Working Paper by the NAM on Safeguards, NPT/CONF.2010/PC.I/WP.12, 27 April 2007.

(19) Working Paper by the NAM on Peaceful Uses of Nuclear Energy, NPT/CONF.2010/PC.I/WP.16, 2 May 2007.

(20) Statement by Malaysia at the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, on Cluster III issues, 10 May 2007.

(21) この点に関し、米国は「核廃絶の達成と維持」と題する作業文書を提出し、そのような環境とはなかなかものかを説明している。“Achieving and sustaining nuclear weapons elimination,” by the U.S., NPT/CONF.2010/PC.I/WP.21, 3 May 2007.

(22) “Facilitating disarmament,” by the U.S., NPT/CONF.2010/PC.I/WP.20, 3 May 2007, p.1.

(23) Statement by Canada, Opening Statement, 2007 NPT PrepCom, Vienna, 30 April, 2007.

(24) 米国は、作業文書において、米国の核軍縮の記録として、①核兵器の削減、②運搬手段の撤廃、③核分裂性物質の削減、④核兵器の依存の低下、⑤ロシアの核軍縮の支援、について詳細な説明を行っている。“Disarmament, the United States, and the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons,” by the U.S., NPT/CONF.2010/PC.I/WP.19, 3 May 2007.

(25) ロシアは、「核軍縮と安全保障」に関する特別時間に、自国の核軍縮の成果を詳細に紹介している。Statement by

the Russian Federation: Practical Steps Taken by the Russian Federation in the Field of Nuclear Disarmament, Vienna, May 2007.

(26) 会議場で配布された英国外務省の文書では、①いくつかの完全な兵器体系の除去、②実戦配備核兵器システムの大幅な削減、③核実験の停止、④兵器用核分裂性物質の生産停止、⑤核分裂性物質の保有の透明性の増加、⑥核軍縮を検証するプログラムの追求を列挙し、詳細に述べている。Foreign & Commonwealth Office, The UK's Disarmament Record, NPT PrepCom 2007.

(27) 会議場で配布されたフランス国防省・外務省の文書では、①核兵器の削減として、地対地要素の解体、航空機搭載要素の削減、海洋配備要素の削減、②核戦力の運用面での調整として、照準解除、警戒態勢の低下、③核分裂性物質の生産停止として、プルトニウムと高濃縮ウランの生産停止、施設の閉鎖と解体、④核実験停止として、すべての核実験の停止、太平洋の実験施設の解体、C T B Tの支持、暫定技術事務局の積極的支援を挙げ、詳細に説明している。

Ministère de la Défense, Ministère des Affaires Étrangères, Nuclear Disarmament Measures Implemented by France, (28) Statement by Iran to the First Session of the Preparatory Committee for the 2010 NPT Review Conference, 1 May, 2007, Vienna.

(29) “Nuclear disarmament,” by NAM, NPT/CONF.2010/PC.I/WP.8, 27 April 2007.

(30) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.78, 11 May 2007.

(31) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.20, 3 May 2007.

(32) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.15, 1 May 2007.

(33) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.9, 27 April 2007.

(34) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.59, 9 May 2007.

(35) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.26, 3 May 2007.

(36) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.31, 7 May 2007.

(37) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.15, 1 May 2007.

(38) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.8, 27 April 2007.

- (39) なおその後のCDでの議論により、六月の第二会期の終わりには、賛成できないとしたのは中国、パキスタン、イランの三カ国となった。
- (40) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.46, 7 May 2007.
- (41) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.15, 1 May 2007.
- (42) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.8, 27 April 2007.
- (43) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.46, 7 May 2007.
- (44) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.18, 27 April 2007.
- (45) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.2, 27 April 2007.
- (46) Statement by China on Nuclear Disarmament and Reduction of the Danger of Nuclear War, Cluster I, May 2007, Vienna.
- (47) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.8, 27 April 2007.
- (48) Statement by Canada, Cluster I, 2007 NPT PrepCom, Vienna.
- (49) Statement by Brazil, Cluster I- Nuclear Disarmament.
- (50) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.15, 1 May 2007.
- (51) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.11, 27 April 2007.
- (52) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.2, 27 April 2007.
- (53) NPT/CONF.2010/PC.I/WP.57, 8 May 2007.

本稿は、平成一八―一九年度科学研究費補助金（基礎研究（B））「ポスト冷戦期における「レジーム」の機能の再検討―核不拡散を事例として」の成果の一部である。